車両系荷役運搬機械作業計画書

統責者	元方管理者	担当者

○○○○　　作業所

車両系荷役運搬機械使用の作業名	業者名	○○建設㈱
掘削残土運搬	作業期間	令和 3年 6月 20日 ～ 令和 3年 7月 10日

使用機械	機械名称	能力	台数	所有者	数次	運転者責任者
	ダンプトラック	10t級	2台	△△運輸㈱	2次	運搬太郎
	〃	10t級	2台	□□興業㈱	2次	運屋三郎

※欄が不足の場合は別紙に記入すること。「運転責任者」は所属会社の現場責任者名を代表で記入すること。

計画内容						
作業時間	平日：9時00分から16時30分　土曜日：9時00分～12時00分					
積荷の状況	荷の種類	レキ交じり土	荷の形状（重量、有害性含む）	平積（6m3×1.8t/m3＝10.8t）		
積卸方法	積込方法	バックホー0.7m3	荷卸方法	ダンプアップ		
場所の広さ	積込場所	・広い ・狭い ・非常に狭い	荷卸場所	・広い ・狭い ・非常に狭い		
荷くずれ、落下、飛散の防止	・無し ・有り（　　） 防止処置：					
運搬路の状態	運搬距離	片道5km	道路幅員	4～7.5m	路面の状態	砂利道、一部敷鉄板
	最大傾斜	6度	制限速度	20～30km	高さ制限	3.8m（架空線あり）
	運行方法	・一方通行 ・交互通行 ・その他（一部、片側交互区間あり）				
	待避場所	・無し ・有り（片側区間に2か所設置、荷を積んだ車両優先）				
選任・氏名（ ）内には氏名を記入	作業指揮者（下請一郎）　作業主任者※1（該当なし） 誘導者の配置※2　・無し ・有り（　　）・その他					
合図の方法	・手 ・笛 ・旗 ・無線 ・クラクション ・その他（　　）					
危険性の有無と防止処置	・無し ・有り（一部、盛土上を走行のため転落の危険あり。また路肩が弱い部分あり） 防止処置：ポールによる路肩表示、敷鉄板による路肩補強					
労働者との接触の危険性の有無と防止処置	・無し ・有り（積込場所近辺は安全通路あり） 防止処置：鉄ピン、トラロープによる立ち入り禁止					
作業方法・内容（具体的、簡潔に記入）	・掘削により発生した土砂を10t級ダンプトラックを使用し、約5km離れた他工区の土砂堆積場所に運搬。運搬経路場内に一部、盛土区間が存在し幅員が狭くなっているため、片側交互通行となっている。 ・荷卸場所は他のダンプトラックも混在するため誘導者の指示に従うこと。					
安全対策（危険予知による措置内容）	・片側交互区間については原則、荷を積んだ車両を優先とする。 ・転落危険箇所は路肩から50cmの位置にポールを設置。 ・午前、午後及び作業終了時に道路パトロールを実施するが運搬中に異常が発生した場合は、速やかに作業指揮者まで連絡すること。 ・降雨の場合は、原則作業中止とする。					

※1「作業主任者」は選任が必要な作業を行なう場合に配置。（はい作業など）
※2「誘導者」は労働者との接触の恐れがある場合で作業の性質上、立入禁止が困難な場合に配置する。

【作業場所及び作業範囲と運行経路等】　計画書打ち合わせ時に下記項目で該当するものは確実に表示する

☑積込・荷卸場所　□付属する機械設備等　☑運行経路　☑安全通路　□立入禁止区域　☑旋回方向　☑制限速度
☑退避場所　□誘導者　☑転落危険箇所　□交差点　☑道路幅員・勾配　☑架空線等の位置　□その他

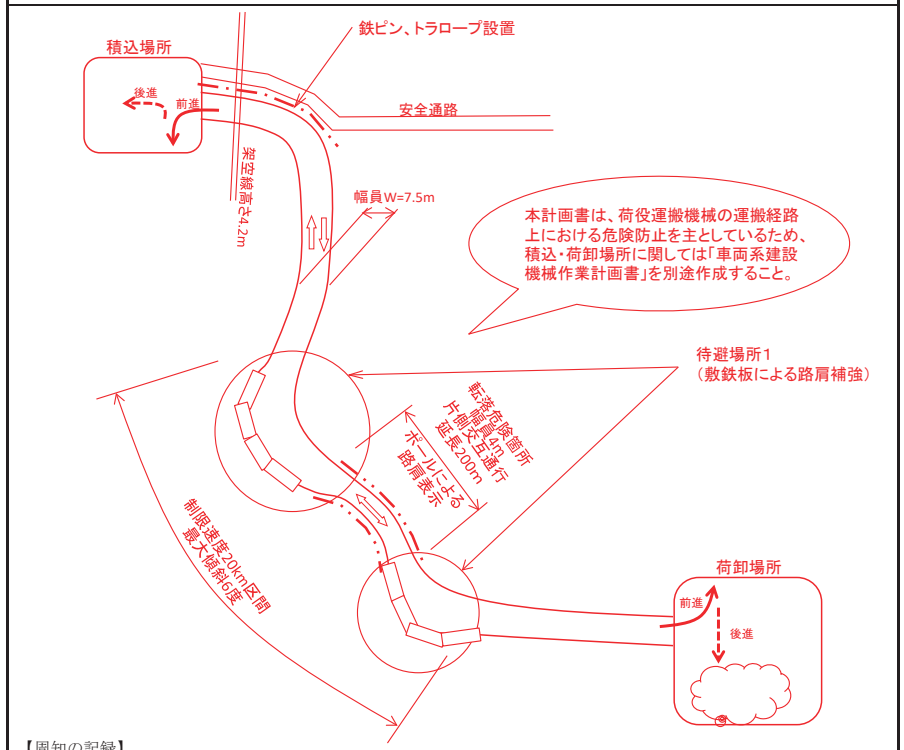

【周知の記録】

※当作業計画書に従って作業します。（ 6月 20日）
〈署名〉　運屋源次郎　運搬次郎　下請一郎　運屋三郎　運搬太郎

【参考：安衛法・安衛則の条文の要約】

安衛法　第20条の1　・事業者は、機械、器具、その他設備による危険を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

安衛則　第151条の3　・事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行なう場合は、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ、
【作業計画】　地形、機械の種類・能力、荷の種類・形状等及び運搬経路、作業方法等を定めた作業計画書を作成し、関係労働者に周知しなければならない。

安衛則第151条の4【作業指揮者】　安衛則第151条の5【制限速度】　安衛則第151条の6【転落等の防止】
安衛則第151条の7【接触の防止】安衛則第151条の8【合図】　安衛則第151条の10【荷の積載】

※車両系荷役運搬機械等とは、フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリヤー、不整地運搬車、構内運搬車
貨物自動車（ダンプトラック、タンクローリー含む）が該当する。